# 災害救援復興支援規程

2021年3月20日定例理事会承認

## 第1条 (目的)

公益社団法人日本キリスト教海外医療協力会(以下「この法人」という。)は、自然災害や感染症の流行等の影響で被災した人々が生活を建て直し、健康的な生活を取り戻すために必要な救援・復興活動を行っている団体に、災害救援復興支援事業として資金及び人的な協力を行う。

## 第2条 (用語の定義)

- この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。
  - (1) 災害復興団体とは、自然災害等で被災した人々が生活を建て直し、健康的な生活を取り戻すために必要な救援・復興活動を行っている団体のことをいう。
  - (2) 支援とは、資金及び人的な協力を指す。

# 第3条 (支援対象団体)

災害救援復興支援を受けることができる災害復興団体は、この法人の目的を理解し、この法人と協力して取り組むことができる団体とする。

#### 第4条 (支援対象活動)

支援対象は次の各号に掲げる活動とする。

- (1) 保健医療分野の救援・復興活動のために必要な物品の購入
- (2) 保健医療分野の救援・復興活動のために必要な活動経費(交通費、通信運搬費、 労働提供への報酬など)
- (3) 被災者が生活建て直しのために必要な物品の購入
- (4) この法人から災害復興団体への保健医療従事者その他必要な人材の派遣
- (5) 被災地の調査その他の情報収集

# 第5条 (活動方針)

災害救援復興支援の活動については次の各号に掲げる点に考慮する。

- (1) この法人の本来事業は地域に根ざした地道な保健医療協力であり、信頼できる 災害復興団体への資金提供を中心とする。
- (2) 支援ニーズを出来る限り把握する。被災地に現地協力団体や海外派遣者がいる場合は早急に連絡を取り、定期的な情報提供を依頼する。

# 第6条 (申請)

災害救援復興支援受けて活動を実施しようとする災害復興団体は、この法人に申請書を 提出しなければならない。

# 第7条 (報告)

災害救援復興支援で資金支援を受け、使用した災害復興団体には、報告書提出を求める。 必要に応じて、職員またはワーカーが被災地の視察を行い、報告書を作成する。理事会 にその内容及び決算を報告する。

# 第8条 (支援の決定)

理事会は、申請書が提出されたときは、その内容を審査し、支援の可否を決定し、当該申請者に通知する。資金支援の金額は、申請書の内容及び過去の実績等に鑑みて決定する。ただし、支援金額が1件あたり30万円相当以下の緊急性のある災害救援復興支援については、会長、常務理事及び事務局長の協議により決定し、理事会に報告するものとする。

## 第9条 (改定)

この規程の改定は、理事会の決議を必要とする。